雇用保険について

1. 雇用保険とは

雇用保険は、仕事を失った時や育児・介護で休む時に、
生活を助けるための制度です。
国が運営していて、働く人が安心して生活できるようにサポートします。

2. 誰が加入できる？

・週に20時間以上働き、31日以上の雇用が見込まれる人が対象です。
※常勤職員だけでなく、パートやアルバイトも条件を満たせば加入します。

3. 保険料について

保険料は働く人と会社が一緒に払います。
給料から天引きされ、会社も一部負担します。

4. どんな給付がある？

・**失業給付**：仕事を失った時に、一定期間お金がもらえます。
・**育児休業給付**：子どもを育てるために休む時に、お金がもらえます。
・**介護休業給付**：家族の介護で仕事を休む時に、お金がもらえます。
・**教育訓練給付**：スキルアップのための勉強を支援します。

5. まとめ

雇用保険は、働く人が安心して生活できるように助ける制度です。
条件に当てはまる人は、制度をよく知って活用しましょう。

6.提出書類

・「雇用保険資格取得に係る調査票」
・「雇用保険被保険者番号のわかるもの（写し）」

7.提出期限・提出先

・採用日から30日以内、総務部人事課給与支給担当（本部棟4階）に提出
・雇用保険被保険者証がお手元にない場合は、前職に問い合わせてご自身で
準備していただく必要があります。

雇用保険資格取得に係る調査票

採用年月日＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿　　職員番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな

所属 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

雇用保険被保険加入歴　☐ 有 ・ ☐ 無

有の場合：雇用保険被保険者番号のわかるもの（写）※を下記に添付してください。
又は、下記の被保険者番号欄に番号を記入してください。
※雇用保険被保険者証，雇用保険資格喪失確認通知書，等

被保険者番号（11 ケタ）

				―							―	

※　雇用保険被保険者番号は、一人につき一つです。職場が変わっても引き続き使用します。

添付箇所

【雇用保険被保険者証見本】

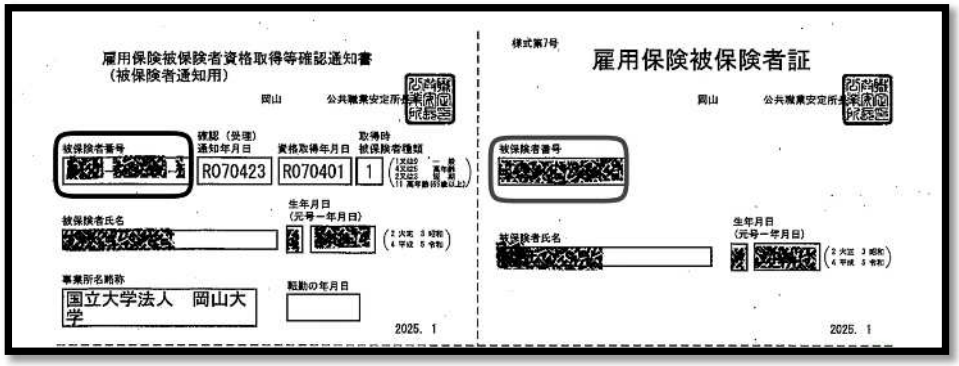

提出先：総務部人事課　給与支給担当　TEL:086-251-7101